

令和5年2月3日(金)

無料

# 相続セミナー開催



## 相談会(本局20名、支局5名)

相続登記、遺言書保管制度、その他相続に関する相談

※簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

## 講演会(本局30名、支局は会場ごとに異なります。)

1部:遺言書について(和歌山地方法務局所属公証人)

2部:自筆証書遺言書保管制度について(法務局遺言書保管官)



### 会場

【本局】和歌山地方法務局

和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎

【支局】和歌山地方法務局橋本支局

橋本市東家5丁目2-2 橋本地方合同庁舎

和歌山地方法務局田辺支局

田辺市文里1丁目11-9 田辺港湾合同庁舎

和歌山地方法務局御坊支局

御坊市菌369-6 御坊法務総合庁舎

和歌山地方法務局新宮支局

新宮市緑ヶ丘3丁目2-64



## 相談会(司法書士による相談会ほか)

午前10時から午後4時まで

【予約 073-422-0568】

## 講演会(公証人による講演会ほか)

午後1時30分から午後3時まで

【予約 073-422-5131】

遺言書は、あなたの財産を確実に託し、大切な方への想いを伝えられるものです。

※会場は、消毒・換気など、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底します。

【相談会・お問合せ】

和歌山県司法書士会

電話073-422-0568

【講演会・お問合せ】

和歌山地方法務局

電話073-422-5131

【予約締切り】

1月27日(金)午後5時まで

※定員に達し、ご参加いただけない場合は、ご了承ください。

共催 和歌山地方法務局 和歌山県司法書士会 和歌山公証人会